（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第六十二条**　（略） ２～４　（略） ５　前二項の場合において、農林中央金庫は、これらの規定による掲示の内容を農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。 （委託契約の内容を記載した書面の記載事項） **第八十五条の三十**　第八十五条の二十八の二第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） 六　外国銀行代理業務の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項 七　（略） （所属外国銀行に関する届出等） **第八十五条の三十四**　（略） ２・３　（略） ４　農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の二の九第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 （標識の様式等） **第八十五条の三十五**　準用銀行法第五十二条の四十第一項の主務省令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。 ２　農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、農林中央金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 （委託契約書の案の記載事項） **第百二十一条**　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　農林中央金庫代理業の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項 九　（略） ２　（略） （標識の様式等） **第百二十六条**　（略） ２　農林中央金庫代理業者は、準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該農林中央金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。	（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第六十二条**　（略） ２～４　（略） （新設） （委託契約の内容を記載した書面の記載事項） **第八十五条の三十**　第八十五条の二十八の二第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） 六　外国銀行代理業務の内容の店頭掲示に関する事項 七　（略） （所属外国銀行に関する届出） **第八十五条の三十四**　（略） ２・３　（略） （新設） （標識の様式） **第八十五条の三十五**　準用銀行法第五十二条の四十第一項の主務省令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。 （新設） （委託契約書の案の記載事項） **第百二十一条**　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　農林中央金庫代理業の内容の店頭掲示に関する事項 九　（略） ２　（略） （標識の様式） **第百二十六条**　（略） （新設）